

(様式1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

|               |  |
|---------------|--|
| 許認可等の名称       | 吹田市立老人デイサービスセンターの利用料金の承認   |
| 根拠条例等の名称・根拠条項 | 吹田市立老人デイサービスセンター条例第7条第2項<br>吹田市立老人デイサービスセンター条例施行規則第14条   |
| 所管部室課名        | 福祉部高齢福祉室   |
| 審査基準          | <p>▼吹田市立老人デイサービスセンター条例第7条第2項</p> <p>2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 第3条第1号に掲げる事業</p> <p>ア 介護保険法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額</p> <p>イ 介護保険法第42条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額</p> <p>ウ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額に相当する額</p> <p>エ 食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用の額として規則で定める額</p> <p>(2) 第3条第2号に掲げる事業</p> <p>ア 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額に準ずる額に100分の10を乗じて得た額</p> <p>イ 食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用の額として規則で定める額</p> <p>▼吹田市立老人デイサービスセンター条例施行規則</p> <p>(日常生活に要する費用の額)</p> <p>第14条 条例第7条第2項第1号エ及び第2号イの規則で定める額(以下「日常生活に要する費用の額」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用 1食につき763円</p> <p>(2) その他の費用 現に必要とする額</p> |
| 標準処理期間等       | 申請から即日   |

|         | 名 称  | 期 間            |
|---------|------|----------------|
| 内 訳     | 処分機関 | 福祉部高齢福祉室<br>即日 |
|         | 審議機関 | 福祉部高齢福祉室<br>即日 |
|         | 経由機関 |                |
|         | 協議機関 |                |
| 備考      |      |                |
| 最近改正年月日 | —    |                |